

# 行田市の教育改革

少人数学級編



行田市議会議員 永沼 宏之

国会において教育基本法が改正されました。地方自治体の教育への取り組みはどうあるべきでしょうか。

以下の文章は、永沼宏之が平成16年1月に朝日新聞社向けに作成したものです。当時は「子どもが先生の採点をする」などとセンセーショナルな報道がなされ、本市独自の教育改革の本質が報道されませんでした。「三位一体改革」や「地方への権限、財源の移譲」、「教職員給与と国庫負担金制度」などがマスコミで議論されるようになったのはその1年以上後のことです。現在、行田市が先鞭をつけた市費負担教職員制度は全国展開がなされています。

新聞各紙は昨年（※注平成15年）11月下旬、「先生の採用試験、面接官は小中学生」「教員採用、子どもも試験官」との見出しで、行田市の教員募集を伝えた。ところが、本市の教育改革の本質は報道と別のところにある。この場を借りて、そのねらいと影響について述べてみたい。

そもそも本市の教員採用は、「浮き城のまち人づくり教育特区」が、構造改革特別区域計画の第2次認定を受けたことによる。内容としては、小学校1、2年生と中学校1年生において30人学級を実現させるに当たり、その増加クラス分の教員が新たに必要となる。これを行田市に限り、市の一般財源から負担する教員でま

かなってよいとするものである。これまで担任をもつことができるのは、県の教育委員会が採用した県が給与を負担（そのうち半額は国が補助）する教員だけに限られていた。これを行田市内に限り、市費教員でも担任をもつことになったのである。中学校については全国初、小学校については埼玉県初である。

従来、自治体がすすめる少人数学級とは、各市町村が独自に時給計算の臨時職員を雇い、県費教員のアシスタントに当たらせることで、授業の際の教師一人当たり児童数を減少させるといったものが多い。あるいは学級数を増やすことを優先し、担任をもつことが認められている（県費の）教員はできる限り担任にまわしてしまおうというものである。これでは、担任をもつことに適性を欠く教員や、管理業務に専念すべき職位の教員にまでも、無理に担任をさせることになってしまう。

本市の特区は、市費による教職員に県費教員と同等の責任と権限を課す一方、待遇を条例で保障することでそれらの弊害を正面から解決しようとするものである。



それにより基礎学力の向上、学校生活不適応の解消は言うに及ばず、地域の歴史遺産を背景に、先祖からの営みの中に自分の存在があることを自覚できる人間、家族や故郷を愛することのできる人間を育てたいのである。つまり、今回の特区は、私たちのまちを担う子供たちを、私たちの手で私たちの責任において育てようとするものにほかならない。

したがって、この目的にふさわしい優秀な教員を、いかに採用するかが重要となる。知識量のみではなく、場面に応じた判断力、児童生徒一人ひとりの反応を見ながらの適切な対応力を評価対象としたい。そのため子供が実際に参加しての模擬授業を試験に取り入れることとした。そうすれば、生徒の顔を見ずに授業を進めてしまうような教師は確実に減るに違いない。このような細かい試験が可能なのも、採用が地域で行われるがゆえの特長である。

以上が行田市の教育特区のあらましであるが、その影響は大変大きなものがあると考えている。

たとえば、全国共通の一階部分の教育は国、県が受け持ち、それを越える二階部分はそれぞれの市町村が

地域性や歴史環境、政策順位や財政状況に応じて独自色を打ち出す。そんな義務教育二階建て制度のモデルケースになるのではないか。

また義務教育分野において各市町村が今まで以上に加担し、責任を負うことができる実証されれば、地方への財源移譲を促すきっかけになるかもしれない。

さらに市費による任用教員の実現は、教員採用主体と採用機会の多元化にほかならず、硬直的な既存の教育界に風穴を開ける効果を秘めている。市費教員が、教員特有の閉鎖的社会に新規に参入することは、大きな刺激となるだろう。

幸い今回の募集には、非常に多くの応募があった。私たちのまちで優秀な教員が活躍し、次代を担う子供たちを着実に育ててくれることに期待したい。

## 永沼 ひろゆき

昭和43年7月7日生まれ。38歳。  
行田市行田(下町地区)にて薬剤師の両親が薬局を営む姿を見て育つ。  
行田市立中央小学校、行田中学校を卒業。  
早稲田大学本庄高等学院を経て、早稲田大学政治経済学部を卒業。在学中より家業を手伝う。  
平成15年の統一地方選挙にて行田市議会議員に初当選。  
PHP総合研究所(故松下幸之助氏創設)親学研究会委員として平成18年12月と平成19年1月に著書(共著)が出版予定。